

平成17年6月15日(水曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成17年6月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第39号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- ” 2 議第40号 寒河江市個人情報保護条例の制定について
- ” 3 議第41号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- ” 4 議第42号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- ” 5 議第43号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- ” 6 議第44号 寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ” 7 議第45号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- ” 8 議第46号 寒河江市地域安全条例の制定について
- ” 9 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- ” 10 議第48号 市道路線の認定について
- ” 11 請願第1号 中学校給食を含む、教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願
- ” 12 請願第2号 「酒田港に入港する艦船に非核証明書」を求める意見書提出に関する請願
- ” 13 請願第3号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願
- ” 14 請願第4号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願
- ” 15 請願第5号 地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願
- ” 16 請願第6号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」(給与の地域間配分見直し)導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願
- ” 17 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- ” 18 質疑、討論、採決
- ” 19 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 20 議会案第2号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- ” 21 議会案第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- ” 22 議案説明
- ” 23 委員会付託
- ” 24 質疑、討論、採決
- ” 25 議員派遣の件
- 閉会

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、5月27日及び6月13日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、議第39号から日程第16、請願第6号までの16案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第17、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

平成17年6月第2回定例会

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託された案件は、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号、請願第2号、請願第3号及び請願第6号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第40号寒河江市個人情報保護条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「病院カルテは本人の請求で開示なのか。中学校の内申書の本人開示請求はできるのか。市民課の住民基本台帳の開示のあり方について、規制も考えられるのかどうか」との問いがあり、当局より「病院のカルテは、条例第14条で原則は自己開示請求ができるとしておりますが、第14条第3項第1号で開示請求者の生命、健康、生活を害する恐れのあるものは開示しないことができるとしております。学校の内申書は県の教育委員会の所管でありますので、県の教育委員会に開示請求することになると思います。住民基本台帳法では、住所、氏名、性別、生年月日を開示するとしております。住民基本台帳法については、個人情報のあり方が国会で議論されており、今後の法律の改正の動きがあり、個人情報の保護というものが考えられると思います」との答弁がなされました。

委員より「個人情報開示で、条例第14条の第3項第4号で犯罪の予防など開示しないことができますとありますが、どのようなものを想定しているのか」との問いがあり、当局より「市の実施機関で持っている個人情報について、例えばストーカーとか凶悪な犯罪を起こしたとき、捜査の関係など、公共安全という立場から個人情報の開示について開示しないことができるとしてあり、具体的に個々の事案が出されたときに対応してまいりたいと考えております」との答弁がなされました。

議第40号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「今回指定管理者制度導入を計画している以外の部分で、制度を導入して効率性の上がるものについて今回の行財政改革の中でも検討されると思うが、どういったものを考えているのか、今後の進め方はどのように考えているか」との問いがあり、当局から「基本的には公の施設につきましては、すべての施設について指定管理者制度の導入を検討するという方針であります。この制度の導入は民間活力を活用して、住民のサービス向上につながるものという趣旨から、それに合致したものは指定管理者制度を導入していく考えです」との答弁がなされました。

委員より「このたびの指定管理者の導入に当たっては、積極的に進める意味で当該施設は指定管理者制度を導入するということを広く告知するということが大切と考える。その対応はどのように考えているのか」との問いがあり、当局から「公募の方法ですが、詳細に内容を周知する必要がありますので、市報とインターネットの活用等を考えております。また、現在委託している団体については担当課で説明し、その団体からも公募していただくこととなります」との答弁がなされました。

委員より「指定管理者制度は住民監査請求の対象となるのか。また、市の監査の対象となるのか」との問

いがあり、当局から「住民監査請求については市が管理運営に要する経費を支出しますので、この件についての請求はあり得ると思います。市の監査についても財務に関する監査ということで対象になります」との答弁がなされました。

議第43号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「老人福祉センター、体育施設など、ごみ処理の民間委託、下水道浄化センターの管理委託について、今回の改正に含まれていないが、その理由を伺いたい」との問いがあり、当局から「老人福祉センター、体育振興公社については、そこに雇用されている方の調整があります。また、老人福祉センターについては施設の有効活用を図るために調整中でありますので、今回の改正には含まないところです。指定管理者は公の施設についての導入でありますので、ごみ処理については該当しないものです。また、浄化センターは公の施設となりますが、施設の管理委託をしておりませんので、今後の検討になると思っております」との答弁がなされました。

議第44号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号酒田港に入港する艦船に非核証明書を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号定率減税の廃止、縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「定率減税は景気回復という大きな眼目があったわけですが、緊急措置として導入されているもので、定率減税については見直すということも含めて国がやっていることが正しいと思っております。当然、定率減税を見直した分の税は年金などの財源に充てるとしてありますし、私はこの請願の趣旨に対しては願意を異にしますので、採択には反対です」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第6号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の地域給（給与の地域間配分見直し）導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「政府は骨太の方針の中で人事院の勧告を受けて、総務省が国家公務員の地域給の導入について検討するとして、何回も会議を開いて、その中で決まり、導入するとしているものであります。地方の官民の格差は以前から言われており、公務員についても地域給を導入していただいて、官民の格差をなくすという方向が給与体系の中でベターなものが出てくると思います。この請願の趣旨と意見を異にしますので、採択すべきではないと思います」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年6月第2回定例会

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第1号、請願第4号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、議第45号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市地域安全条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この安全条例により具体的にどのようなことをやっていくのか」との問いがあり、当局より「この条例では市民みずからの発想で各地区で自主的に防犯活動を行っていただくということで、具体的事項は示しておりませんが、防犯協会を設立したところであり、その中で各地域の実情にあった活動をしてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「各地区での自主的な活動ということだが、行政として今後支援していく場合要綱や規則が必要になると思うが、今現在想定されているものはどの程度あるのか」との問いがあり、当局より「今のところ要綱とかそのほかの定めについては決定されておりません。支援については情報の提供や事案に基づいた助言などを検討しており、安全協会の支部や学校関係及び警察関係、さらには保護司の方、民生児童委員の方といったところと連携してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、休憩を挟み、請願の審査に入りました。

初めに、請願第1号中学校給食を含む教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見などについて申し上げます。

委員より「これについては昨年の12月議会で市長が教育全般を含む検討委員会の設置を教育委員会に要請したわけですが、市長選に当たり緑政会でも検討委員会の早期設立を求め、チラシまで出されましたので、私は議会の総意と受けとめており、ぜひ採択していただきたい」との意見がありました。

委員より「この請願の2番目の項目については私も同感ですが、それ以外の項目については願意妥当ではないと理解しており、全体としては妥当でないと判断します」との意見がありました。

また、委員より「項目1の中学校給食については12年前の教育委員会の決定から時間も経過し、情勢も変化しており、市民の中に願いとして署名活動なども起きている。ぜひ実現していただきたい。また、項目3の検討委員会の構成については、教育委員会の判断ということはわかるが、広く市民の方々を網羅した形にしてほしいという願いは極めて妥当性のあるものと思う。項目4の傍聴、公開などについても教育全般のことや中学校給食のことというのは非公開、非開示にするべきものではないと思う。したがって、これからの21世紀の行政のあるべき姿として妥当なことであると理解しており、皆さんの賛同をいただきたい」との意見がありました。

委員より「先日の佐藤委員の一般質問に対する教育委員会の答弁でどういうものがあるのか検討しながら進めていきたいとあったので、多分、今、検討中であり、いずれ検討委員会は設置されると私は思うので、それを待った方がいいのではないかと考えます。請願の願意はわかりますが、結論づけたような請願はいかななものかと思えます」との意見がありました。

委員より「きょうまでの議論の経過経緯が一つあるわけで、検討委員会の速やかな立ち上げについては、私もその方向でわかりますが、項目の3番目と4番目については人員構成、人選まで立ち入った内容はいかなものかなと思われまますので、願意として一部理解できますが私は不採択というふうに思います」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第4号社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「趣旨はわかりますが、一元化などは、今これをすべき時期ではないと考えますので、私はこれには賛成しかねます」との意見がありました。

委員より「今、国民年金だけでは暮らせないという人が多くなっております。年金の一元化ということは、みんなが同じ額をもらうというのではなく、まず基礎的な部分は保障して、その上でその人の働きに応じて年金が上積みされるという形だと私はとらえておりますので、この請願には賛成です」との意見がありました。

途中、休憩を挟み、意見交換を行った後、会議を再開いたしましたが、ほかに質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年6月第2回定例会

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第47号、議第48号、請願第5号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「日本下水道事業団との協定方法が随意契約とする理由と、その積算方法について」の問いがあり、当局より「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の競争に適さないものに該当し、その理由として契約の目的、内容に照らし合わせてそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定することにより、地方自治体の利益の増進につながると判断される場合に該当することから、地方公共団体が全額出資している法人であり、日本下水道事業団法による唯一設立された地方共同法人であり、また下水道の業務を行うことが法律上規定されている唯一の法人であることから、日本下水道事業団を選定したということです。また、今回の設計積算は、基本協定のためであり、設計基準に基づいて市の方で設計したものです」との答弁がありました。

委員より「日本下水道事業団には技術者がたくさんいると思うが、予定価格とか工事単価とか、こちら側でそれをチェックできるのか」との問いがあり、当局より「寒河江市にも特定の分野については資格を有する者がおりますが、電気、機械、または化学とか下水道処理施設の設計や、工事の監督管理に必要な技術者を雇うのは各市町村単位ではなかなか厳しいことであり、そうしたことから各市町村の首長からそういうセンター的なものを設立してもらえないかということから事業団が設立されたと聞いておりました、こういう特別な汚泥処理施設については事業団に委託して実施しているのが現状でございます」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第47号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市道認定の基準について」の問いがあり、当局より「市道認定の基準は、土地区画整備事業の区域内の道路が市の開発指導要綱により協議をし、完成後市に帰属するような道路、国や県などから移管になる道路、国道、県道、市道とアクセスするような路線、防災上など地域住民と密接な関係がある路線、それらを総合的な形の中で検討して認定しているということです。ただ、土地区画整備事業の道路については、その開発指導要綱の中で何メートル以上という設定がなされております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第48号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「紹介議員になっておりますが、請願第6号と内容的にはほぼ同じで、別々の委員会に付託になるのはどうなのかと思っておりますが、内容は地域経済をいかにして活性化させるかという問題提起と、地方の公務員労働者の賃金を5%カットし、その分を首都圏の公務員賃金に上乗せするという事で、そうした場合に地方の地域経済のマイナス効果があると指摘されており、これを改めてほしいというような請願のようです」との意見がありました。

委員より「首都圏を中心として経済は上向きになっていと言われておりますが、県内などはまだそうした状況にはないと思っており、公務員の賃金が地域に与える影響は大きいものがあり、賃金の引き下げは地域経済の足を引っ張り、さらに不景気になるわけですから願意妥当であると思っており、政府等に意見書を提出していただきたいと思っております」との意見がありました。

委員より「もしも地方が5%カットになれば、地方の経済が停滞するのは当たり前で、そんなことはあってはならないことで、私は願意妥当ということでもいいのではないかという気がします」との意見がありました。

委員より「民間の会社は血のにじむような経営努力、賃金カット、リストラをしながら何とか存続している会社はかなりある。日本経済は低迷の底から抜け出せず、ましてや地方はまだ大変であり、民間に公務員も少しは合わせるというか、協力してもらう時期なのではないか。民間企業が苦しい中で公務員賃金も少しは民間に並んだ体制に私はしていくべきではないかと思っております」との意見がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第5号についてはほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長の決するところとなり、不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告終わります。

平成17年6月第2回定例会

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月1日午前11時10分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第39号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。議第39号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をいたしました。

次に、本日6月15日午前9時30分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第39号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。16番川越孝男議員。

川越孝男議員 委員長報告で、内申書について本人から請求あった場合開示できるのかという質問があって、それに対しては県の管轄事項だというふうな委員長報告がありました。

しかし、内申書の控えがそれぞれの学校に存在しているわけですから、その学校に存在しているものについて申請あった場合に、なるのかどうかというふうな質問があったというふうに思うのですけれども、その部分についての答弁なかったので、あったのかどうかもお聞かせをいただきたいし、今回この条例ができますというと実際これで運用されていくわけですから、もし委員長に対する質問でありますけれども、具体的にその問題は教育委員会が管轄になるというふうに思いますので、もしお答えできるようでしたら、お答えをいただきたいということと、そういうふうに学校に残っているこの部分について本人から開示あった場合、当然開示されるものというふうに理解していますけれども、そういうことで教育委員会の対応は差し支えないのかどうかもお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田総務委員長。

平成17年6月第2回定例会

松田 孝総務委員長 ただいまの質問ですけれども、御報告申し上げたとおり、中学校の内申書の本人の開示請求という趣旨で質問ありましたもので、それを要約したものであります。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に

関し意見を求めることについて

新宮征一議長 日程第19、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第20、議案第2号及び日程第21、議案第3号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第22、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第23、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号及び議会案第3号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

議会議案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 員 派 遣 の 件

新宮征一議長 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件について原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

閉 会 午前10時45分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成17年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 猪 倉 謙 太 郎

同 上 川 越 孝 男